

# 建設工事等競争入札参加資格審査申請要領

(令和7・8年度)

## ー測量、建設コンサルタント等業者用ー

### 山口県土木建築部監理課

- ◆この要領は、令和6年12月10日付け山口県告示第347号（以下「告示」という。）に定められるもののほか、必要な事項を定めるものです。
- ◆この要領は測量・土木関係建設コンサルタント・建築関係建設コンサルタント・地質調査・補償関係コンサルタント業者用です。  
主たる営業所を山口県内に有する建設業者（県内建設業者）及び主たる営業所を山口県外に有する建設業者（県外建設業者）はそれぞれ「**県内**建設業者用」「**県外**建設業者用」をご覧ください。
- ◆令和5・6年度の申請様式・添付書類等から一部変更されていますので、この要領及び様式についてよく確認してから申請してください。

# 目 次

<b>1 申請手順等</b>	
(1) 資格審査	1
(2) 申請区分	1
(3) 申請資格	2
(4) 審査対象決算及び実績額	2
(5) 提出期間	3
(6) 提出先（お問い合わせ先）	4
(7) 提出方法及び注意事項	4
(8) 委任先の要件	5
(9) 入札参加資格の通知等	6
(10) 提出書類一覧表（公共測量）	6
(11) 提出書類一覧表（土木関係建設コンサルタント業務）	8
(12) 提出書類一覧表（建築関係建設コンサルタント業務）	9
(13) 提出書類一覧表（地質調査）	11
(14) 提出書類一覧表（補償コンサルタント業務）	12
(15) 提出書類の作成・準備にあたって	14
(16) 資格者証と常時雇用等が確認できる書類のとじ方	20
(17) 入札参加資格審査申請総括表【第13号様式（その3）】 記入要領	21
(18) 技術者資格一覧表	30
<b>2 変更届及び競争入札参加資格辞退申出書</b>	
(1) 変更届について	36
(2) 入札参加資格辞退申出書について	38
<b>3 その他</b>	
(1) 共同企業体及び官公需適格組合の申請について	39
(2) 更生（再生）手続開始の決定を受けた者について	39
(3) 入札参加資格の承継について	39
<b>4 Q &amp; A</b>	40
<b>5 記入例</b>	
・競争入札参加資格審査申請書【第1号様式（その2）】	41
・営業所一覧表【第2号様式】	42
・誓約書【第3号様式】	43
・職員数一覧表、別紙【第4号様式】	44
・暴力団排除に関する誓約書【第12号様式】	47
・入札参加資格申請総括表【第13号様式（その3）】	48

# 1 申請手順等

## (1) 資格審査

山口県が令和7年度及び令和8年度に発注する測量、建設コンサルタント等業務（公共測量、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査、補償関係コンサルタント業務をいう。）の一般競争入札または指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下「資格審査申請書等」という。）を「(5) 提出期間」の間に提出し、審査を受ける必要があります。

## (2) 申請区分

以下のとおりです。

区分	内容
公共測量	測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量
土木関係建設コンサルタント業務	公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第3号に規定する建設コンサルタントの行う業務のうち土木に関する工事に係る業務
建築関係建設コンサルタント業務	公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第3号に規定する建設コンサルタントの行う業務のうち建築に関する工事に係る業務
地質調査	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項に規定する地質調査
補償関係コンサルタント業務	公共事業の用に供する土地等の取得または使用に伴う損失補償のために必要な物件、権利調査、事業関連調査、登記手続等に関する業務

### (3) 申請資格

以下のとおりです。(申請資格を満たさない者による申請は受け付けません。)

- 「公共測量」を申請する場合は、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けている者
  - 「土木関係建設コンサルタント業務」を申請する場合は、営業を営んでいる者
  - 「建築関係建設コンサルタント業務」を申請する場合は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けている者（「建築関係建設コンサルタント業務」のうち建築設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する建築設備をいう。）に係る設計または工事監理に関する業務のみの入札参加を希望する場合にあっては、営業を営んでいる者）
  - 「地質調査」を申請しようとする場合は、地質調査業者登録規程第2条の規定による登録を受けている者
  - 「補償コンサルタント業務」を申請しようとする場合は、営業を営んでいる者（ただし、業務を行うにあたり法律上登録を必要とするものの受託を希望する場合は、それらの登録を受けている者）
- (例) ・ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定により登録を受けている不動産鑑定業者
- ・ 建築士法第23条第1項の規定による登録を受けている建築士事務所
  - ・ 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条の規定による登録を受けている土地家屋調査士
- 山口県の入札参加資格の審査に係る申請において虚偽の記載をし、または重要な事実を記載しなかったこと等による資格の取消しを受けていない者（過去に虚偽の申請等により山口県の入札参加資格の取消しを受けた者で、資格審査の申請日時点で当該取消しの日から2年を経過している場合を除く。）
- 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税並びに県税を滞納していない者

### (4) 審査対象決算及び実績額

以下のとおりです。

区分	決算	実績額
当初申請	<u>令和5年10月1日以降</u> に確定した決算で、申請日時点で最新のもの	左記の決算の日以前2年分
追加申請	<u>申請日から1年2か月前の日以降</u> に確定した決算で、申請日時点で最新のもの	

## (5) 提出期間

### 《郵送の場合》

以下の区分に応じた提出期間に提出してください。

区分	提出期間
当初申請	令和7年1月9日(木)～令和7年1月31日(金)
追加申請	令和7年7月1日(火)～令和9年1月29日(金)

※提出期間末日までの消印があるものが有効です。(提出期間以外の申請は一切受け付けません。)

※配達証明等により、山口県への送達を確認できる方法で郵送してください。

※郵送送達時に受領証を発送しません。(配達証明書等を大切に保管してください。)

※返信用はがきや返信用封筒の同封による受領証等の送付は行いません。

### 《持参の場合》

以下の区分に応じ、商号または名称の50音順で分かれる提出区分に対応した提出期間に提出してください。(当初申請時のみ。追加申請時は提出区分なし。)

区分	商号または名称の50音順	提出区分(予備)	提出期間(土日祝日及び年末年始の閉庁日を除く。)
当初申請	<u>ア</u> 行及び <u>マ</u> 行	① (②)	① 令和7年1月9日(木)～ 令和7年1月15日(水)
	<u>カ</u> 行及び <u>ナ</u> 行	② (①)	② 令和7年1月16日(木)～ 令和7年1月21日(火)
	<u>サ</u> 行及び <u>ハ</u> 行	③ (④)	③ 令和7年1月22日(水)～ 令和7年1月27日(月)
	その他の行	④ (③)	④ 令和7年1月28日(火)～ 令和7年1月31日(金)

区分	提出期間(土日祝日及び年末年始の閉庁日を除く。)
追加申請	令和7年7月1日(火)～令和9年1月29日(金)

※受付時間は9:00～11:00及び13:00～16:00です。

※該当する提出区分に応じた提出期間に提出できない場合は、(予備)の区分に応じた提出期間に提出してください。

※提出期間以外の申請は一切受け付けません。

## (6) 提出先（お問い合わせ先）

以下のとおりです。

区分		提出先	お問い合わせ先
当初申請	郵送	〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県土木建築部監理課建設業班 (山口県庁本館11階)	TEL 083-933-3629 FAX 083-925-8862
	持参	山口県庁本館11階 土木建築部1号会議室	
追加申請	郵送・持参	〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県土木建築部監理課建設業班 (山口県庁本館11階)	

## (7) 提出方法及び注意事項

### ① 提出方法

A4サイズのファイル（フラットファイル等で、色指定なし）に資格審査申請書等を綴じ込んで郵送または持参により提出してください。

### ② 提出部数

資格審査申請書等 1部

※提出するものとは別に、申請者控えとして提出するものと同じものを1部作成してください。

### ③ 注意事項

ア 複数の「申請区分」を同時に申請する場合は、申請書や総括表、納税証明書等は1部のみ作成・添付してください。(別途申請区分ごとに添付することとなっている書類を除く。)

イ ファイルの表紙及び背表紙に申請者名を記入してください。

ウ 資格審査申請書等の中で、写しを提出する場合は、複写機による鮮明なもので、サイズをA4とするものを提出してください。

エ 資格審査申請書等は「(10)～(14) 提出書類一覧表」の上から順に綴ってください。(番号(①②…)の順ではありません。)

オ 資格審査申請書等は日本語で作成し、外国語により記載された書類を添付する場合は訳文の付記または添付をしてください。

カ 記載内容に不備がある場合や必要な書類が添付されていない場合、書類の

とじ方が本要領で示したものとなっていない場合は、申請を受け付けないことがあります。

- キ 記載内容について確認が必要な場合は、資格認定前後にかかわらず別途関係書類の提出を求めることがあります。
- ク 建設工事に係る入札参加資格申請を行う場合は、主たる営業所の所在地に応じて、「申請要領（**県内**建設業者用）」または「申請要領（**県外**建設業者用）」を参照のうえ、**別途**申請してください。
- ケ 行政書士による代理申請の場合は、委任状（申請日以前3か月以内に作成されたものに限る。）を添付してください。委任状に係る記載事項は「建設業許可申請の手引き」（令和6年監理課作成）の37ページを参照してください。（押印及び印鑑証明の添付は不要です。）
- コ 資格の認定を受けても、必ず入札で指名されるわけではありません。

## （8）委任先の要件

委任は、山口県外に主たる営業所がある場合で、その委任先の営業所が以下の要件をすべて満たしている場合のみ設けることができます。

※山口県内に主たる営業所がある場合は委任先を設けることはできません。

※契約金額や内容、申請区分により委任先を変更したり、複数設けたりすることはできません。

申請区分	要件
公共測量	測量法第55条第1項の規定により登録を受けていること
土木関係建設コンサルタント業務	営業を営んでいること
建築関係建設コンサルタント業務	建築士法第23条第1項の規定により登録を受けていること
建築設備に係る設計または 工事監理に関する業務	営業を営んでいること
地質調査	営業を営んでいること
補償コンサルタント業務	営業を営んでいること（ただし、業務を行うにあたり法律上登録を必要とするものの受託を希望する場合は、それらの登録を受けていること）

## (9) 入札参加資格の通知等

### ① 入札参加資格の通知

入札参加資格を認定したときは、申請者（主たる営業所あて）に通知します。

### ② 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、入札参加資格の審査に係る申請において虚偽の記載をし、または重要な事実を記載しなかったこと等が判明した場合は、入札参加資格の取消しを行います。

入札参加資格の取消を受けた者は、令和7年度及び令和8年度において再び入札参加資格の申請をすることができません。また、令和9年度以降についても、その取消の日から2年を経過する日までは、入札参加資格の申請及び入札参加資格の認定を受けることができません。

### ③ 入札参加資格の有効期限

この資格が認定された日から、令和8年度末日とします。ただし、令和9年度においても、新たな等級区分が決定されるまでは引き続き有効とします。

なお、「(3) 申請資格」で法律等の規定による登録を必要としているものについてその登録が無効になった場合は、有効期間内であっても入札参加資格は無効となります。

## (10) 提出書類一覧表（公共測量）

（次の表の各申請書や誓約書等への押印は不要です。）

・「(15) 提出書類の作成・準備にあたって」を必ず確認した上で、提出して下さい。  
 ・次の表の資格審査申請書等において※のあるものは写し可です。  
 ・次の表の③については、「(16) 資格者証と常時雇用等が確認できる書類のとじ方」を必ず遵守してください。遵守されない場合は審査できない場合があります。

○…必ず提出するもの △…提出を省略できる場合があるもの

×…提出しないもの

番号	資格審査申請書等 (※…写し可)	様式番号	申請者		省略できる場合
			法人	個人	
①	入札参加資格審査申請総括表	第13号 (その3)	○	○	
②	競争入札参加資格審査申請書	第1号 (その2)	○	○	
③	測量法第55条の8第1項の規定 に基づき提出する書類の写し (2年分)	—	○	○	
⑤	登録証明書※または登録通知書の 写し	—	○	○	



番号	資格審査申請書等 (※…写し可)	様式番号	申請者		省略できる場合
			法人	個人	
⑥	営業所一覧表	第2号	○	○	
⑦	納税証明書(国税)※	—	○	○	
⑧	納税証明書(県税)※	—	△	△	山口県内に営業所等がなく、 県税の納税義務がない場合
⑨	納税証明書(個人県民税)※	—	×	△	山口県内に営業所等がなく、 個人県民税の納税義務がない場合
⑩	商業登記簿謄本※	—	○	×	
⑪	誓約書	第3号	×	○	
⑫	代理権限を証する書面(委任状)	—	△	△	委任先を設けない場合
⑬	職員数一覧表、別紙	第4号	△	△	主たる営業所が山口県外に ある場合
⑭	I S O登録証の写し	—	△	△	I S O 9 0 0 1、I S O 1 4 0 0 1 のいずれの認証も取 得していない場合
⑮	エコアクション21の認証・登録 証の写し	—	△	△	認証・登録を受けていない場 合
⑯	一般事業主行動計画策定届の写し	—	△	△	届出を行っていない場合
⑰	やまぐち女性の活躍推進事業者登 録証の写し	—	△	△	登録を受けていない場合
⑱	やまぐち男女共同参画推進事業者 認証書の写し	—	△	△	認証を受けていない場合
⑲	やまぐち健康経営企業認定証の写 し	—	△	△	登録を受けていない場合
⑳	誰もが活躍できるやまぐちの企業 認定証の写し	—	△	△	登録を受けていない場合
㉑	事業継続力強化計画の認定通知書 の写し	—	△	△	認定を受けていない場合
㉒	暴力団排除に関する誓約書	第12号	○	○	
㉓	国家資格者等に係る資格者証の写 し及びその者の常時雇用等が確認 できる書類の写し	—	○	○	
㉔	110円切手	—	○	○	

上記の書類のうち、告示に添付書類として明記されているもの以外は、告示三(四)19の「その他知事が特に必要があると認める書類」となります。(以下(11)、(12)、(13)及び(14)において同じ。)

## (11) 提出書類一覧表（土木関係建設コンサルタント業務）

（次の表の各申請書や誓約書等への押印は不要です。）

「(15) 提出書類の作成・準備にあたって」を必ず確認した上で、提出して下さい。  
 ・ 次の表の資格審査申請書等において※のあるものは写し可です。  
 ・ 次の表の⑬については、「(16) 資格者証と常時雇用等が確認できる書類のとじ方」を必ず遵守してください。遵守されない場合は審査できない場合があります。

○…必ず提出するもの △…提出を省略できる場合があるもの

×…提出しないもの

番号	資格審査申請書等 （※…写し可）	様式番号	申請者		省略できる場合
			法人	個人	
①	入札参加資格審査申請総括表	第13号 (その3)	○	○	
②	競争入札参加資格審査申請書	第1号 (その2)	○	○	
⑫	現況報告書の写し（2年分）	—	△	△	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けていない場合
④	財務諸表の写し（2年分）	—	○	○	
⑤	登録証明書※または登録通知書の写し	—	△	△	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けていない場合
⑥	営業所一覧表、別紙	第2号	△	△	⑫現況報告書の写しを添付する場合
⑦	納税証明書（国税）※	—	○	○	
⑧	納税証明書（県税）※	—	△	△	山口県内に営業所等がなく、県税の納税義務がない場合
⑨	納税証明書（個人県民税）※	—	×	△	山口県内に営業所等がなく、個人県民税の納税義務がない場合
⑩	商業登記簿謄本※	—	○	×	
⑪	誓約書	第3号	×	○	
⑬	代理権限を証する書面（委任状）	—	△	△	委任先を設けない場合
⑬	職員数一覧表	第4号	△	△	主たる営業所が山口県外にある場合

番号	資格審査申請書等 (※…写し可)	様式番号	申請者		省略できる場合
			法人	個人	
⑭	ISO登録証の写し	—	△	△	ISO9001、ISO14001のいずれの認証も取得していない場合
⑮	エコアクション21の認証・登録証の写し	—	△	△	認証・登録を受けていない場合
⑯	一般事業主行動計画策定届の写し	—	△	△	届出を行っていない場合
⑰	やまぐち女性の活躍推進事業者登録証の写し	—	△	△	登録を受けていない場合
⑱	やまぐち男女共同参画推進事業者認証書の写し	—	△	△	認証を受けていない場合
⑲	やまぐち健康経営企業認定証の写し	—	△	△	登録を受けていない場合
⑳	誰もが活躍できるやまぐちの企業認定証の写し	—	△	△	登録を受けていない場合
㉑	事業継続力強化計画の認定通知書の写し	—	△	△	認定を受けていない場合
㉒	暴力団排除に関する誓約書	第12号	○	○	
㉓	国家資格者等に係る資格者証の写し及びその者の常時雇用等が確認できる書類の写し	—	○	○	
㉔	110円切手	—	○	○	

## (12) 提出書類一覧表（建築関係建設コンサルタント業務）

（次の表の各申請書や誓約書等への押印は不要です。）

「(15) 提出書類の作成・準備にあたって」を必ず確認した上で、提出して下さい。  
 ・ 次の表の資格審査申請書等において※があるものは写し可です。  
 ・ 次の表の㉓については、「(16) 資格者証と常時雇用等が確認できる書類のとじ方」を必ず遵守してください。遵守されない場合は審査できない場合があります。

○…必ず提出するもの △…提出を省略できる場合があるもの  
 ×…提出しないもの

番号	資格審査申請書等 (※…写し可)	様式番号	申請者		省略できる場合
			法人	個人	
①	入札参加資格審査申請総括表	第13号 (その3)	○	○	
②	競争入札参加資格審査申請書	第1号 (その2)	○	○	

番号	資格審査申請書等 (※…写し可)	様式番号	申請者		省略できる場合
			法人	個人	
④	財務諸表の写し(2年分)	—	○	○	
⑤	登録証明書※または登録通知書の写し	—	△	△	建築設備に係る設計または工事監理に関する業務のみを申請する場合
⑥	営業所一覧表	第2号	○	○	
⑦	納税証明書(国税)※	—	○	○	
⑧	納税証明書(県税)※	—	△	△	山口県内に営業所等がなく、県税の納税義務がない場合
⑨	納税証明書(個人県民税)※	—	×	△	山口県内に営業所等がなく、個人県民税の納税義務がない場合
⑩	商業登記簿謄本※	—	○	×	
⑪	誓約書	第3号	×	○	
⑫	代理権限を証する書面(委任状)	—	△	△	委任先を設けない場合
⑬	職員数一覧表、別紙	第4号	△	△	主たる営業所が山口県外にある場合
⑭	I S O登録証の写し	—	△	△	I S O 9 0 0 1、I S O 1 4 0 0 1のいずれの認証も取得していない場合
⑮	エコアクション21の認証・登録証の写し	—	△	△	認証・登録を受けていない場合
⑯	一般事業主行動計画策定届の写し	—	△	△	届出を行っていない場合
⑰	やまぐち女性の活躍推進事業者登録証の写し	—	△	△	登録を受けていない場合
⑱	やまぐち男女共同参画推進事業者認証書の写し	—	△	△	認証を受けていない場合
⑲	やまぐち健康経営企業認定証の写し	—	△	△	登録を受けていない場合
⑳	誰もが活躍できるやまぐちの企業認定証の写し	—	△	△	登録を受けていない場合
㉑	事業継続力強化計画の認定通知書の写し	—	△	△	認定を受けていない場合
㉒	暴力団排除に関する誓約書	第12号	○	○	
㉓	国家資格者等に係る資格者証の写し及びその者の常時雇用等が確認できる書類の写し	—	○	○	
㉔	110円切手	—	○	○	

### (13) 提出書類一覧表（地質調査）

（次の表の各申請書や誓約書等への押印は不要です。）

「(15) 提出書類の作成・準備にあたって」を必ず確認した上で、提出して下さい。  
 ・ 次の表の資格審査申請書等において※があるものは写し可です。  
 ・ 次の表の⑬については、「(16) 資格者証と常時雇用等が確認できる書類のとじ方」を必ず遵守してください。遵守されない場合は審査できない場合があります。

○…必ず提出するもの    △…提出を省略できる場合があるもの  
 ×…提出しないもの

番号	資格審査申請書等 (※…写し可)	様式番号	申請者		省略できる場合
			法人	個人	
①	入札参加資格審査申請総括表	第13号 (その3)	○	○	
②	競争入札参加資格審査申請書	第1号 (その2)	○	○	
⑫	現況報告書の写し（2年分）	—	○	○	
④	財務諸表の写し（2年分）	—	○	○	
⑤	登録証明書※または登録通知書の写し	—	○	○	
⑦	納税証明書（国税）※	—	○	○	
⑧	納税証明書（県税）※	—	△	△	山口県内に営業所等がなく、 県税の納税義務がない場合
⑨	納税証明書（個人県民税）※	—	×	△	山口県内に営業所等がなく、 個人県民税の納税義務がない場合
⑩	商業登記簿謄本※	—	○	×	
⑪	誓約書	第3号	×	○	
⑫	代理権限を証する書面（委任状）	—	△	△	委任先を設けない場合
⑬	職員数一覧表、別紙	第4号	△	△	主たる営業所が山口県外にある場合
⑭	I S O登録証の写し	—	△	△	I S O 9 0 0 1、I S O 1 4 0 0 1 のいずれの認証も取得していない場合
⑮	エコアクション21の認証・登録証の写し	—	△	△	認証・登録を受けていない場合
⑯	一般事業主行動計画策定届の写し	—	△	△	届出を行っていない場合
⑰	やまぐち女性の活躍推進事業者登録証の写し	—	△	△	登録を受けていない場合

番号	資格審査申請書等 (※…写し可)	様式番号	申請者		省略できる場合
			法人	個人	
⑱	男女共同参画推進事業者認証書の写し	—	△	△	認証を受けていない場合
⑲	やまぐち健康経営企業認定証の写し	—	△	△	認定を受けていない場合
⑳	誰もが活躍できるやまぐちの企業認定証の写し	—	△	△	登録を受けていない場合
㉑	事業継続力強化計画の認定通知書の写し	—	△	△	認定を受けていない場合
㉒	暴力団排除に関する誓約書	第12号	○	○	
㉓	国家資格者等に係る資格者証の写し及びその者の常時雇用等が確認できる書類の写し	—	○	○	
㉔	110円切手	—	○	○	

#### (14) 提出書類一覧表（補償関係コンサルタント業務）

（次の表の各申請書や誓約書等への押印は不要です。）

「(15) 提出書類の作成・準備にあたって」を必ず確認した上で、提出して下さい。  
 ・ 次の表の資格申請書等において※があるものは写し可です。  
 ・ 次の表の㉓については、「(16) 資格者証と常時雇用等が確認できる書類のとじ方」を必ず遵守してください。遵守されない場合は審査できない場合があります。

○…必ず提出するもの △…提出を省略できる場合があるもの  
 ×…提出しないもの

番号	資格審査申請書等 (※…写し可)	様式番号	申請者		省略できる場合
			法人	個人	
①	入札参加資格審査申請総括表	第13号 (その3)	○	○	
②	競争入札参加資格審査申請書	第1号 (その2)	○	○	
㉕	現況報告書の写し（2年分）	—	△	△	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条による登録を受けていない場合
④	財務諸表の写し（2年分）	—	○	○	
⑤	登録証明書※または登録通知書の写し	—	△	△	業務を行うにあたり法律上登録が必要とされているものを除き、補償コンサルタント登録規程による第2条による登録を受けていない場合

番号	資格審査申請書等 (※…写し可)	様式番号	申請者		省略できる場合
			法人	個人	
⑥	営業所一覧表	第2号	△	△	②⑤現況報告書の写しを添付する場合
⑦	納税証明書(国税)※	—	○	○	
⑧	納税証明書(県税)※	—	△	△	山口県内に営業所等がなく、 県税の納税義務がない場合
⑨	納税証明書(個人県民税)※	—	×	△	山口県内に営業所等がなく、 個人県民税の納税義務がない場合
⑩	商業登記簿謄本※	—	○	×	
⑪	誓約書	第3号	×	○	
⑫	代理権限を証する書面(委任状)	—	△	△	委任先を設けない場合
⑬	職員数一覧表、別紙	第4号	△	△	主たる営業所が山口県外にある場合
⑭	I S O登録証の写し	—	△	△	I S O 9 0 0 1、I S O 1 4 0 0 1 のいずれの認証も取得していない場合
⑮	エコアクション21の認証・登録証の写し	—	△	△	認証・登録を受けていない場合
⑯	一般事業主行動計画策定届の写し	—	△	△	届出を行っていない場合
⑰	やまぐち女性の活躍推進事業者登録証の写し	—	△	△	登録を受けていない場合
⑱	やまぐち男女共同参画推進事業者認証書の写し	—	△	△	認証を受けていない場合
⑲	やまぐち健康経営企業認定証の写し	—	△	△	登録を受けていない場合
⑳	誰もが活躍できるやまぐちの企業認定証の写し	—	△	△	登録を受けていない場合
㉑	事業継続力強化計画の認定通知書の写し	—	△	△	認定を受けていない場合
㉒	暴力団排除に関する誓約書	第12号	○	○	
㉓	国家資格者等に係る資格者証の写し及びその者の常時雇用等が確認できる書類の写し	—	○	○	
㉔	110円切手	—	○	○	

## (15) 提出書類・提示書類の作成・準備にあたって

以下①～③を必ず確認した上で、作成・準備を行ってください。

### ① 入札参加資格審査申請総括表【第13号様式（その3）】

「(17) 入札参加資格審査申請総括表【第13号様式（その3）】記入要領」をご覧ください。

### ② 競争入札参加資格審査申請書【第1号様式】

- ・その2を使用してください。
  - ・「受付番号」欄には、何も記入しないでください。
  - ・「日付」欄には、提出日を記入してください。
  - ・「住所」欄には、現在の住所を記入してください。（現在の住所が登記上の住所と異なる場合は、2段に分けて記入してください。）
  - ・「登録を受けている事業」欄には、「(3) 申請資格」を確認の上、「(2) 申請区分」に関連するもののみを記入してください。（測量法第55条第1項の規定による登録を受けているが「公共測量」を申請しない場合等は、記入しないでください。）
  - ・「貴県所管に係る～」は、申請しない業種のみ、\_\_\_\_\_で消してください。
- ※国土交通省各地方整備局に入札参加資格審査に係る申請を行う場合に使用する様式を使用することもできます。

### ③ 測量法第55条の8第1項の規定に基づく書類の写し（2年分）

- ・「(4) 審査対象決算及び実績額」の決算の日以前2年分を添付してください。

※国土交通省各地方整備局に提出済みであれば、受付印はなくてもかまいません。

### ④ 財務諸表の写し（2年分）

- ・「(4) 審査対象決算及び実績額」の決算の日以前2年分を添付してください。

※税務官署に提出した確定申告書に添付したものを提出してください。

※最初のページの右上に、財務諸表が「消費税抜」で作成されたものか、「消費税込」で作成されたものかわかるように記入してください。

※複数の事業を行っている場合で、損益計算書の完成事業高欄に「(2) 申請区分」ごとの実績額が記載されていない場合は、申請区分ごとの実績額がわかる資料を必ず添付してください。（社内資料で可）

### ⑤ 登録証明書または登録通知書の写し

- ・申請日になるべく近い日付で国または各都道府県等から発行されたものを添付してください。
- ・「建築関係建設コンサルタント業務」を申請し、委任先を設ける場合は、その委任先に係る建築士事務所登録証明書の写しも併せて添付してください。



※登録の更新手続き中の場合は、発行済みの登録証明書または登録通知書の写しと登録申請書の写し（登録行政庁の受付印があるものに限る。）を添付してください。

#### ⑥ 営業所一覧表【第2号様式】

・「主たる営業所」欄には申請日時点の主たる営業所の名称を、「その他の営業所」欄には主たる営業所以外の営業所の名称をすべて記載し、それぞれの「登録を受けている事業」「所在地」「電話番号」を記入してください。

※営業所が多い等で書ききれない場合は本様式に「別紙のとおり」と記載し、任意の一覧表（「名称」「登録を受けている事業」「住所」「電話番号」の項目は必須）を添付してもかまいません。

※国土交通省各地方整備局に入札参加資格審査に係る申請を行う場合に使用する様式を使用することもできます。

#### ⑦ 納税証明書（国税）

・法人の場合は「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について、個人の場合は「所得税」及び「消費税及び地方消費税」についての証明書を添付してください。

・証明内容は、「未納がないこと」または「納付すべき額及び納付済額」です。（例として法人の場合は、その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用などを請求してください。）

・証明者は税務署長です。

※消費税の免税事業者の場合は、「消費税及び地方消費税」についての証明は不要です。

※申請日以前3か月以内に証明されたものに限ります。

・広島国税局では、納税証明書の税務署への請求方法を、原則e-Tax（WEB版）を使用したオンライン請求としています。

オンライン請求の方法については以下の通りです。

①電子証明書とe-TaxのIDを使用することでPDF形式の電子納税証明書を取得する方法  
電子入札に使用する電子証明書を使用することで請求でき、来署することなくデータで取得した電子納税証明書をデータのまま添付または印刷（何枚でも可）して書面にて使用することが可能です。

**※入札参加資格申請時に書面による提出が必要です。**

②電子証明書を使用せずe-TaxのIDを使用して事前に請求することで来署予定日に書面形式の納税証明書を取得する方法

e-TaxのIDと暗証番号（法人または申請される代理人の方の）のみを使用することで請求でき、指定した来署予定日に待ち時間を短縮して受け取ることが可能です。

**※入札参加資格申請時には書面による提出が必要です。**

・納税証明書は、証明手数料として交付請求に400円（e-Taxで交付請求の場合370円）が必要です。

・納税証明書（電子納税証明書も含む）についての問合せは、最寄りの税務署にしてください。

国税庁のページ（納税証明書の交付請求手続）

<http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

を参照してください。

⑧ **納税証明書（県税）**

・全税目についての滞納がないがないことを証する証明書を添付してください。

※証明者は県税事務所長です。

※山口県内に営業所を新設して間がなく納期限未到来の場合は、「法人設立・事業所等設置申告書」の写し（県税事務所の受付印があるものに限る。）を添付してください。

※申請日以前3か月以内に証明されたものに限ります

⑨ **納税証明書（個人県民税）**

・「滞納がないこと」等を証する証明書（証明が年度ごとにされている場合は、申請日前2年度分）を添付してください。

・証明者は市町長です。

※申請日以前3か月以内に証明されたものに限ります。

⑩ **商業登記簿謄本**

※申請日以前3か月以内に証明されたものに限ります。

⑪ **誓約書【第3号様式】**

・「日付」欄は提出日を記入してください。

・「申請者住所」欄は、申請者本人の住所ではなく、個人事業を行っている住所を記入してください。

⑫ **代理権限を証する書面（委任状）**

・入札及び見積書の提出権限、契約締結権限、請負代金及び前払金の請求受領権限並びにその他契約の履行に関する一切の権限について委任するものを添付してください。

※「(8) 委任先の要件」をよく読んでから作成してください。

※様式は任意ですが、用紙寸法は日本産業規格A4縦に横書きで記入してください。

⑬ **職員数一覧表【第4号様式】**

・「(4) 審査対象決算及び実績額」の決算の日時点の常勤職員（期間を定めることなく雇用されている者であって社会保険および雇用保険の被保険者である者等。パートタイマー及びアルバイト等短期雇用職員並びに雇用関係のない役員及び事業主等（事業主、青色申告専従者）は除く。）について、営業所ごとに記入してください。

・別紙には、上記職員のうち県内にある営業所に所属する職員から順に50人に達するまでその職員の氏名、生年月日、職種、性別を記入してください。（「若年の技術者又は技能労働者」及び「登録基幹技能者又はレベル4技能者」の欄には何も記入しないでください。）

⑭ **ISO登録証の写し**

- ・申請日時点で、ISO9001またはISO14001の認証を取得している場合は、認証取得を示す登録証の写しを添付してください。

※ISO9001については、申請区分の事業が当該認証の範囲内にあるものに限ります。

※ISO9001の登録証に申請区分の事業が明示されていない場合は、取得時に作成された品質マニュアルの適応範囲のページを必ず添付してください。

※外国語表記の証明書については、日本語訳文を添付してください。

⑮ **エコアクション21の認証・登録証の写し**

- ・申請日時点で、エコアクション21の認証・登録を受けている場合は、(一財)持続性推進機構が発行する認証・登録証の写しを添付してください。

《エコアクション21についてのお問い合わせ先》  
(一財)持続性推進機構 TEL 03-6427-1356

⑯ **一般事業主行動計画策定届の写し**

- ・申請日時点で、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第1項の規定または同条第4項の規定により届出を行っており、申請日時点で計画期間中の場合は、同法施行規則第1条の規定により都道府県労働局長へ提出した一般事業主行動計画策定届の写しを添付してください。

《一般事業主行動計画策定届についてのお問い合わせ先》  
山口労働局雇用均等室 TEL 083-995-0390  
《一般事業主行動計画策定届についての相談窓口》  
山口県経営者協会 TEL 083-922-0888  
山口県中小企業団体中央会 TEL 083-922-2606

※主たる営業所が山口県外にある場合は、最寄りの労働局等にお問い合わせください。

⑰ **やまぐち女性の活躍推進事業者登録証の写し**

- ・申請日時点でやまぐち女性の活躍推進事業者の登録を受け、申請日時点で登録が有効な場合は、当該登録証の写しを添付してください。

⑱ **やまぐち男女共同参画推進事業者認証書の写し**

- ・申請日時点でやまぐち男女共同参画推進事業者の認証を受け、申請日時点で認証が有効な場合は、当該認証書の写しを添付してください。

《やまぐち女性の活躍推進事業者及びやまぐち男女共同参画推進事業者についてのお問い合わせ先》  
山口県環境生活部男女共同参画課  
TEL 083-933-2630  
URL <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/37/>

⑱ やまぐち健康経営企業認定証の写し

- ・ 申請日時点でやまぐち健康経営企業の認定を受け、申請日時点で認定が有効な場合は、当該認定証の写しを添付してください。

《やまぐち健康経営企業認定についてのお問い合わせ先》  
山口県健康福祉部健康増進課  
T E L 083-933-2940  
U R L <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/47/>

⑳ 誰もが活躍できるやまぐちの企業認定証の写し

- ・ 申請日時点で、誰もが活躍できるやまぐちの企業の認定を受けており、申請日時点で認定が有効な場合は、当該認定証の写しを添付してください。

《誰もが活躍できるやまぐちの企業についてのお問い合わせ先》  
山口県産業労働部労働政策課  
T E L 083-933-3221  
U R L <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/86/>

㉑ 事業継続力強化計画の認定の写し

- ・ 申請日時点で、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第56条に規定する事業継続力強化計画の企業の認定を受けており、申請日時点で認定が有効な場合は、当該認定通知書の写しを添付してください。

《事業継続力強化計画についてのお問い合わせ先》  
中国経済産業局中小企業課  
T E L 082-224-5653

㉒ 暴力団排除に関する誓約書【第12号様式】

- ・ 「日付」欄には、提出日を記入してください。
- ・ 申請者が法人の場合、「申請者住所」欄には、現在の住所を記入してください。（現在の住所が登記上の住所と異なる場合は、2段に分けて記入してください。）
- ・ 申請者が個人の場合、「申請者住所」欄には、申請者本人の住所ではなく、個人事業を行っている住所を記入してください。

㉓ 国家資格者等に係る資格者証の写し及びその者の常時雇用等が確認できる書類の写し

- ・ 入札参加を希望する「申請区分」について、「**総括表【第13号様式】**」の「有資格者数（人）」欄に計上した常勤職員（期間を定めることなく雇用されている者であって社会保険および雇用保険の被保険者である者等（常勤の役員及び事業主等（事業主及び青色申告専従者をいう。）を含む。）。パートタイマー及びアルバイト等短期雇用職員は除く。以下同じ。）が取得している「**(18) 技術者資格一覧表**」に掲げる国家資格者等に係る資格者証の写し（技術管理者にあっては現況報告書（様式第18号のホ）等の写し（登録行政庁の受付印のあるものに限る。）等）及びその者の常時雇用等が確認できる書類の写

しを添付してください。

※登録を受けることが必要な資格については、登録したことがわかるもの（合格通知は不可）を添付してください。

※技術士、技術士補またはR C C Mの登録を受けている者については、その技術部門及び選択科目（R C C Mの場合は専門技術部門）がわかるものを添付してください。

※「**総括表【第13号様式】**」の「有資格者数（人）」欄に計上した人数の分だけ添付してください。

※枚数が多い場合は、複数枚を縮小コピーし、A4サイズに調製してもかまいません。

※資格の種類別に整理の上、インデックス等を使用し、できるだけわかりやすく添付してください。なお、資格者証と常時雇用等が確認できる書類のとじ方については次の（16）「資格者証と常時雇用等が確認できる書類のとじ方」によってください。

- ・常時雇用等が確認できる書類として「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」、「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（事業所名の記載のあるもの）」の写し、「健康保険証」の写し、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し又は「住民税特別徴収税額通知書」の写し（これらの書類がない場合はそれに代わる書類の写し）を添付してください。（事業所住所、事業所名称、被保険者氏名及び生年月日以外の項目は黒塗りにしてもかまいません。）

④ 110円切手

- ・資格審査結果を通知する際に使用しますので、忘れずに添付してください。

⑤ 現況報告書の写し（2年分）

- ・「**（4）審査対象決算及び実績額**」の決算の日以前2年分を添付してください。

※国土交通省各地方整備局に提出済みであれば、受付印はなくてもかまいません。

※「**総括表【第13号様式】**」の「事業種類別年間実績額（千円）」欄に記載した金額が明記されていない場合は、その実績額がわかる資料を必ず添付してください。（社内資料で可）

## (16) 資格者証と常時雇用等が確認できる書類のとじ方


1 業務区分につき国家資格者等が 20 名を超える場合、次の 2 つの方法のどちらかとしてください。(保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを行う)

### ①表裏で貼り付ける方法

表面

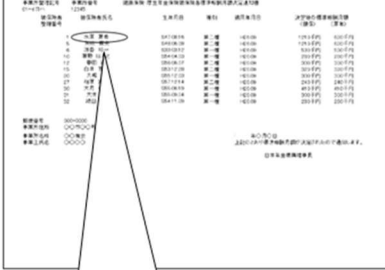
資格証

裏面(保険証の場合)



事業者名が入っているものに限る。

裏面(標準報酬決定通知の場合)



資格者証に記載されている氏名を○で囲むこと。

### ②縮小しA4サイズに調整する方法

技術者A、B及びCの資格者証と常勤確認書類

A資格証	B資格者証	C資格者証
Aの常勤確認書類 (保険証、標準報酬決定通知等。以下同じ。)	Bの常勤確認書類	Cの常勤確認書類

標準報酬決定通知等氏名が羅列されている場合は、資格者証に記載されている氏名を○で囲むこと。

技術者A、B、C、D、E、Fの資格者証と常勤確認書類

表面

A資格証	B資格者証	C資格者証
D資格者証	E資格者証	F資格者証

裏面に資格者証に記載された者の常勤確認書類を掲載(標準報酬決定通知等で氏名が羅列されている場合は、資格者証に記載されている氏名を○で囲むこと。)

## (17) 入札参加資格審査申請総括表【第13号様式(その3)】記入要領

- ①その3(測量、建設コンサルタント等用)を使用してください。
- ②「行政庁記入欄」には何も記入しないでください。
- ③手書き又はパソコンどちらでも構いませんが文字は楷書で記入してください。
- ④右上の「申請者」欄には、申請者の商号または名称を記入してください。
- ⑤  で表示された枠内に記入する場合には、丁寧に、かつ、枠からはみ出さないように記入してください。
- ⑥「以前資格の有無」欄には、昭和60年度以降山口県の建設工事等入札参加資格の認定を受けたことがある場合は「1」、今回初めて申請した場合は「0」と記入してください。

※「0」か「1」のどちらかを必ず記入してください。

- ⑦「商号または名称(漢字)」欄には、商号または名称を左づめで記入してください。(括弧は、全角で記載してください。最大25文字)

例 株式会社ヤマグチコンサルタント

株式会社…(株) 特例有限会社…(有) 合名会社…(名) 合資会社…(資)  
合同会社…(合) 協同組合…(同) 協業組合…(業) 企業組合…(企)

- ⑧「商号または名称(フリガナ)」欄(最大25文字)及び「代表者氏名(フリガナ)」欄(最大20文字)には、フリガナを左づめで記入してください。(姓と名の間は1マス空け、濁点及び半濁点は1文字として扱います。(株)(有)等は記入しないでください。)

例 株式会社ヤマグチコンサルタント

山口 太郎

- ⑨「代表者氏名(漢字)」(最大15文字)及び「受任者の氏名(漢字)」欄(最大15文字)には、姓と名の上に1マス空けて氏名を左づめで記入してください。

※委任先を設けない場合は、「受任者の氏名(漢字)」欄には何も記入しないでください。

例 山口 太郎

- ⑩「代表者役職名（漢字）」欄（最大10文字）には、法人の場合のみ役職名を左づめで記入してください。

例 代表取締役

代表取締役

- ⑪「主たる営業所の所在地（漢字）」欄（最大25文字）及び「受任者の勤務する営業所の所在地（漢字）」欄（最大25文字）には、所在地の住所を都道府県名から左づめで記載してください。

※「受任者の勤務する営業所の所在地」欄のみ、受任者の勤務する営業所が山口県内にある場合は市町名から記載してください。

※丁目以下は「-（ハイフオン）」で記載してください

※委任先を設けない場合は、「受任者の勤務する営業所の所在地（漢字）」欄には何も記載しないでください。

例 主たる営業所の所在地 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号

東京都千代田区霞が関2-1-3

受任者の勤務する営業所の所在地 山口県山口市滝町1番1号

山口市滝町1-1

- ⑫「受任者の役職名（漢字）」欄（最大15文字）には、役職名に営業所名をつけて左づめで記載してください。

※委任先を設けない場合は何も記載しないでください。

例 取締役山口支店長

取締役山口支店長

- ⑬「郵便番号」「電話番号」欄には、主たる営業所及び受任者の勤務する営業所の郵便番号及び電話番号を左づめで記載してください。

※委任先を設けない場合は、受任者の勤務する営業所の「郵便番号」「電話番号」欄には何も記載しないでください。

例 〒100-0013

100 - 0013

TEL 03-9999-8888（市外局番が2桁の場合は、左欄に6桁を記入）

039999 - - 8888

083-〇〇〇-××××

083 - 〇〇〇 - ××××

- ⑭「県コード」「市町コード」欄には、主たる営業所の所在地の該当する都道府県コード及び市町コード（表-1、表-2参照）を記入してください。

※主たる営業所が山口県外にある場合は、「市町コード欄」には「999」と記入してください。（空欄不可）

- ⑮「法人・個人の別」欄には、申請者が法人の場合は「1」、個人の場合は「2」と記入してください。

※「1」か「2」のどちらかを必ず記入してください。



⑩「資本金（千円）」欄には、申請者が法人の場合のみ、申請日時点の資本金の額を右づめで記入してください。

※申請者が個人の場合は、何も記入しないでください。

例 資本金 300,000千円（最大999,999,999千円）

300000

⑪「ファックス番号」欄には、委任先を設けている場合は委任先のファックス番号を、設けていない場合には主たる営業所のファックス番号を左づめで記入してください。

例 FAX 03-9999-7777

039999 - 7777

083-〇〇〇-△△△△

083 - 〇〇〇 - △△△△

⑫「兼業の有無」欄には、測量、建設コンサルタント業務以外の事業を行っていれば「1」、行っていない場合は「2」記入してください。

※「1」と記入した場合のみ、（兼業の内容）欄にその内容を具体的に記入してください。

※「1」か「2」のどちらかを必ず記入してください。

⑬「法令等による登録等の有無」欄には、「(3) 申請資格」を確認の上、「(2) 申請区分」に関連するものについて登録を受けている場合は「1」と記入してください。（測量法第55条第1項の規定による登録を受けているが「公共測量」を申請しない場合等は、「1」と記入しないでください。）

⑭「入札申請の有無」欄には、入札参加を希望する業種について「1」と記入してください。

※委任先を設ける場合は、「(8) 委任先の要件」をよく読んでから記入してください。

⑮「設備設計の有無」欄には、「建築関係建設コンサルタント」を申請しようとする者（「建築関係建設コンサルタント」の「入札申請の有無」欄に1を記入している者）で、建築設備に係る設計または工事監理に関する業務の入札参加を希望する場合は「1」を記入してください。

※「建築関係建設コンサルタント」を申請しようとする者で、主たる営業所（委任先を設ける場合は委任先の営業所）が建築士法第23条第1項の規定により登録されていない場合は、必ず「1」と記入してください。

⑯「(直前第2期以前の決算より) 事業種類別年間実績額（千円）」「(直前第1期以前の決算より) 事業種類別年間実績額（千円）」欄には、入札参加を希望する「申請区分」についてのみ、添付する財務諸表に記載された年間実績額をそれぞれ消費税抜きで記入してください。（千円未満切捨て。最大999,999,999千円）

※年間実績額がない場合は「0」を、申請日時点では当該事業を営業してい

るが、直前第2期または直前第1期においては営業していなかった場合は「-（ハイフオン）」を一番右づめで記入してください。

例 直前第2期	10,000千円	直前第1期	20,000千円
	10000		20000
直前第2期	営業せず	直前第1期	0千円
	-		0

②④「合計」欄には、「測量、コンサルタント等業務」のすべてに係る実績額（入札参加を希望しない「申請区分」のものも含む。）の合計を記入してください。

※直前第2期、直前第1期それぞれの実績額がすべて「-（ハイフオン）」の場合のみ、合計欄にも「-（ハイフオン）」を記入してください。

②⑤「ISO（9001）」欄には、入札参加を希望する「申請区分」についてのみ、申請日時点でISO9001の認証を受けている場合は「1」と記入してください。

※入札参加を希望しない「申請区分」には何も記入しないでください。

②⑥「ISO（14001）」欄には、申請日時点でISO14001の認証を受けている場合は「1」、受けていない場合は「2」と記入してください。

※「1」か「2」のどちらかを必ず記入してください。

②⑦「エコアクション21」欄には、申請日時点でエコアクション21の認証・登録を受けている場合は「1」、受けていない場合は「2」と記入してください。

※「1」か「2」のどちらかを必ず記入してください。

②⑧「一般事業主行動計画策定の届出又はやまぐち女性の活躍推進事業者登録」欄には、申請日時点で次世代育成支援対策推進法第12条第1項または同条第4項の規定による届出を行っており申請日時点で計画期間中である場合又は申請日時点でやまぐち女性の活躍推進事業者の登録を受けており申請日時点で登録が有効な場合は「1」、計画期間以外及び行っていない場合は「2」と記入してください。

※「1」か「2」のどちらかを必ず記入してください。

②⑨「やまぐち男女共同参画推進事業者の認証の有無」欄には、申請日時点でやまぐち男女共同参画推進事業者の認証を受け、申請日時点で認証が有効な場合は「1」、認証が無効な場合及び受けていない場合は「2」と記入してください。

※「1」か「2」のどちらかを必ず記入してください。

③⑩「やまぐち健康経営企業の認定の有無」欄には、申請日時点でやまぐち健康経営企業の認定を受け、申請日時点で認定が有効な場合は「1」、認定が無効な場合及び受けていない場合は「2」と記入してください。

※「1」か「2」のどちらかを必ず記入してください。

③①「誰もが活躍できるやまぐちの企業認定の有無」欄には、申請日時点で誰もが活躍できるやまぐちの企業認定の認定を受けており、申請日時点で認定が有効な場合は「1」、認定が無効な場合及び受けていない場合は「2」と記入してください。

※「1」か「2」のどちらかを必ず記入してください。

③②「事業継続力強化計画の認定の有無」欄には、申請日時点で事業継続力強化計画の認定を受けており、申請日時点で認定が有効な場合は「1」、認定が無効な場合及び受けていない場合は「2」と記入してください。

※「1」か「2」のどちらかを必ず記入してください。

③③「山口県優良建設コンサルタント等業務表彰」欄には、申請日の属する年度の直前2年度において山口県優良建設コンサルタント等業務表彰を受けている場合のみ、表彰に係る申請区分について「1」と記入してください。

※入札参加を希望しない「申請区分」には何も記入しないでください。

申請時期	直前2年度
当初申請（令和7年1月）	令和5年度
追加申請（令和7年7月～令和8年3月）	令和5・6年度
追加申請（令和8年4月～令和9年1月）	令和6・7年度

③④「登録部門 建設コンサルタント」欄には、「土木関係建設コンサルタント業務」の入札参加を希望する場合のみ、建設コンサルタント登録規程により登録を受けている部門に「1」と記入してください。

※「土木関係建設コンサルタント業務」の入札参加を希望しない場合は、何も記入しないでください。

③⑤「登録部門 補償コンサルタント」欄には、「補償コンサルタント業務」の入札参加を希望する場合のみ、補償コンサルタント登録規程により登録を受けている部門に「1」と記入してください。

※「補償コンサルタント業務」の入札参加を希望しない場合は、何も記入しないでください。

③⑥「補償コンサルタントの受託希望部門」欄には、「補償コンサルタント業務」の入札参加を希望する場合のみ、「(3) 申請資格」を確認の上、受託を希望する部門に「1」と記入してください。

③⑦「自己資本（千円）」欄には、「(4) 審査対象決算及び実績額」の決算日に確定した財務諸表から、「純資産合計」の額を右づめで記入してください。（千円未満切捨て。最大999,999,999千円）

※申請者が個人の場合は、[期首資本金＋事業主利益＋事業主借勘定－事業主貸勘定＋利益留保性の引当金及び準備金]の金額、または[期首元入金＋青色申告特別控除前の所得金額＋事業主借－事業主貸]の金額を記入してください。

※純資産合計がマイナスの場合は、「－（ハイフオン）」を記入してください。

例 自己資本 60,000千円	60000
自己資本 -2,000千円	-2000

- ③⑧ 「流動資産（千円）」 「固定資産（千円）」 「流動負債（千円）」 「負債・資本の合計（千円）」 「税引前当期純利益（千円）」 欄には、「(4) 審査対象決算及び実績額」の決算日に確定した財務諸表から、それぞれ記入してください。（千円未満切り捨て。999,999,999千円）

※「負債・資本の合計」は「負債純資産合計」のことです。

※個人事業主の場合は、「税引前当期純利益（千円）」欄には「事業主利益」を記入してください。

※税引前当期利益がマイナスの場合は、「－（ハイフオン）」を記入してください。

例 流動資産 50,000千円	50000
税引前当期純利益 -1,000千円	-1000

- ③⑨ 「営業年数」欄には、入札を申請する「申請区分」の事業のうち、もっとも古くから営業を行っている事業の営業年数を記入してください。（1年に満たない端数は切捨て。）

※営業開始から申請日時点までの期間（休業等の期間を除く。）を記入してください。

- ④⑩ 「会社の合併の有無」欄には、申請日の属する年度の直前4年度の間に会社の合併（合併時点で「測量、コンサルタント等業務」に係る山口県の入札参加資格を有する者同士の合併に限る。）を行った場合は「1」、行っていない場合は「2」と記入してください。

※「1」と記入した場合は、「合併年月日」欄に記入してください。

※「1」か「2」のどちらかを必ず記入してください。

申請時期	申請日の属する年度の直前4年度
当初申請（令和7年1月）	令和2～5年度
追加申請（令和7年7月～令和8年3月）	令和3～6年度
追加申請（令和8年4月～令和9年1月）	令和4～7年度

※申請日以前に「山口県建設工事等競争入札参加資格の承継承認審査取扱要領 6 企業合併による特例」により入札参加資格における等級区分の再認定を受けた場合は、申請日の属する年度及び直前2年度の間に会社の合併（合併時点で測量、コンサルタント等業務に係る山口県の入札参加資格を

有する者同士の合併に限る。）を行った場合のみ「1」、行っていない場合は「2」と記入してください。

申請時期	申請日の属する年度 及び直前2年度
当初申請（令和7年1月）	令和4～6年度
追加申請（令和7年7月～令和8年3月）	令和5～7年度
追加申請（令和8年4月～令和9年1月）	令和6～8年度

- ④「職員数」欄には、主たる営業所が山口県内にある場合のみ、入札を申請する「申請区分」にかかわらず、「対象決算及び実績額」の決算の日時点で「測量、コンサルタント等業務」に従事する常勤の技術・事務職員（期間を定めることなく雇用されている者であって社会保険および雇用保険の被保険者である者等。パートタイマー及びアルバイト等短期雇用職員並びに雇用関係のない役員及び事業主等（事業主、青色申告専従者）は除く。）の人数を右づめで記入してください。

※管理、経理部門等に配属されている職員で、「測量、コンサルタント等業務」と兼業事業の両方に従事している職員については、「**（4）審査対象決算及び実績額**」の決算の日で確定した財務諸表の「測量、コンサルタント等業務」の実績高と兼業売上高の比率によって按分（小数点以下切捨て。ただし、按分後の人数が1人未満の時は四捨五入すること。）して、「測量、コンサルタント等業務」に従事する職員の人数を求めてください。

※主たる営業所が山口県外にある場合は、何も記入しないでください。

例 職員数 15人（最大999,999人）

15

- ④「左のうち県内営業所職員数」欄には、④「職員数」欄に計上した者のうち、山口県内の営業所に所属する者の人数について右づめで記入してください。

※主たる営業所が山口県外にある場合は、何も記入しないでください。

例 県内営業所職員数 10人（最大999,999人）

10

- ④「県内の営業所の有無」欄には、山口県内に営業所等（本店、支店及び出張所等を含む。）がある場合は「1」、ない場合は「2」と記入してください。

※「1」「2」のどちらかを必ず記入してください。

※「1」と記入した場合のみ、その下の「名称」「所在地」「電話番号」欄にその営業所の名称、所在地及び電話番号を記入してください。（2つ以上ある場合は主要なもの1つを記入し、主たる営業所が山口県内にある場合は記入しないでください。また、主たる営業所が山口県外にあり、山口県内の営業所を委任先とする場合には記入を省略することができます。）

④「有資格者数（人）」欄には、申請日時点の常勤職員（(15)「提出書類・提示書類の作成・準備にあたって」の②③の常勤職員を参照）のうち、入札参加を希望する「申請区分」に関する有資格者の人数をそれぞれ右づめで記入してください。

※添付する「国家資格者等に係る資格者証の写し及びその者の常時雇用等が確認できる書類の写し」の枚数と一致させてください。

※入札参加を希望する「申請区分」に関係ない欄には、何も記入しないでください。

※技術士、技術士補、RCCM、地質調査技士、補償業務管理士等について1人で複数部門（技術士の建設部門にあつては、その複数の選択科目）の資格を有している場合は、重複して計上してください。

※技術士で、技術部門を「総合技術監理部門」とするものについては、選択科目の名称が示す部門へ計上してください。（例：選択科目を「機械－機械設計」とするものは、機械部門へ計上）

※ただし、「1級・2級」「士・士補」の資格を同一人が取得している場合は、上位のもののみ（「1級・2級」なら1級のみ、「士・士補」なら士のみ）に計上してください。

※下段の「※再掲 技術士（建設部門（土質及び基礎を除く））の内訳」欄にも必ず記入してください。

④「CATV技術者数（人）」欄には、申請日時点の常勤職員（(15)「提出書類・提示書類の作成・準備にあたって」の②④の常勤職員を参照）のうち、申請日時点でそれぞれの資格を取得している者の人数を記入してください。

※同一人がそれぞれの資格を複数取得している場合は、最上位の資格の技術者としてのみ計上してください。

(資格の順位) ①CATV総合監理技術者	②第1級CATV技術者
③CATVエキスパート（受信調査）	
④第2級CATV技術者	

※該当する技術者がいない場合は、何も記入しないでください。

例 CATV総合監理技術者 2人 第1級CATV技術者 2人  
CATVエキスパート（受信調査） 1人 第2級CATV技術者 3人

4	1	3
---	---	---

④「申請者事務担当者」の欄には、総括表を含む資格審査申請書等の内容について、回答できる方の「部課名」「担当者名」「電話番号」「ファックス番号」を記入してください。（申請内容等について不明な点があった場合、ご連絡することがあります。）

(表－１) 都道府県コード

01	北海道	13	東京都	25	滋賀県	37	香川県
02	青森県	14	神奈川県	26	京都府	38	愛媛県
03	岩手県	15	新潟県	27	大阪府	39	高知県
04	宮城県	16	富山県	28	兵庫県	40	福岡県
05	秋田県	17	石川県	29	奈良県	41	佐賀県
06	山形県	18	福井県	30	和歌山県	42	長崎県
07	福島県	19	山梨県	31	鳥取県	43	熊本県
08	茨城県	20	長野県	32	島根県	44	大分県
09	栃木県	21	岐阜県	33	岡山県	45	宮崎県
10	群馬県	22	静岡県	34	広島県	46	鹿児島県
11	埼玉県	23	愛知県	35	山口県	47	沖縄県
12	千葉県	24	三重県	36	徳島県		

(表－２) 市町コード

201	下関市	207	下松市	213	美祢市	341	上関町
202	宇部市	208	岩国市	215	周南市	343	田布施町
203	山口市	210	光市	216	山陽小野田市	344	平生町
204	萩市	211	長門市	305	周防大島町	502	阿武町
206	防府市	212	柳井市	321	和木町	999	(山口県外)

(18) 技術者資格一覧表

申請区分	技術者資格
公共測量	<p>測量法（昭和24年法律第188号）による測量士または測量士補の登録を受けている者。</p>
土木関係建設コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「機械設計」、「材料力学」、「材料強度・信頼性」、「機械力学・制御」、「機構ダイナミクス・制御」、「動力エネルギー」、「熱工学」、「熱・動力エネルギー機器」、「流体工学」、「流体機器」、「交通・物流機械及び建設機械」、「ロボット」または「情報・精密機器」とするものに限る。）、電気電子部門、建設部門、上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」または「下水道」とするものに限る。）、衛生工学部門（選択科目を「水質管理」または「廃棄物管理」若しくは「廃棄物・資源循環」とするものに限る。）、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）、情報工学部門、応用理学部門（選択科目を「地質」とするものに限る。）または総合技術監理部門（選択科目を「機械－機械設計」、「機械－材料力学」、「機械－材料強度・信頼性」、「機械－機械力学・制御」、「機械－機構ダイナミクス・制御」、「機械－動力エネルギー」、「機械－熱工学」、「機械－熱・動力エネルギー機器」、「機械－流体工学」、「機械－流体機器」、「機械－交通・物流機械及び建設機械」、「機械－ロボット」、「機械－情報・精密機械」、「電気電子」、「建設」、「上下水道－上水道及び工業用水道」、「上下水道－下水道」、「衛生工学－水質管理」、「衛生工学－廃棄物管理」、「衛生工学－廃棄物・資源循環」、「農業－農業土木」、「農業－農業農村工学」、「森林－森林土木」、「水産－水産土木」、「情報工学」または「応用理学－地質」とするものに限る。）とするものに合格し、同法により技術士として登録を受けている者。</li> <li>◆技術士法（昭和58年法律第25号）による第1次試験のうち技術部門を機械部門、電気電子部門、建設部門、上下水道部門、衛生工学部門、農業部門、森林部門、水産部門、情報工学部門または応用理学部門とするものに合格し、同法により技術士補として登録を受けている者。</li> <li>◆建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち、検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者。</li> <li>◆計量法（平成4年法律第51号）による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）の登録を受けている者。</li> <li>◆電気事業法（昭和39年法律第170号）による第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者。</li> <li>◆電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による伝送交換主任技術者資格者証（旧第1種伝送交換主任技術者資格者証を含む。）または線路主任技術者資格者証の交付を受けている者。</li> <li>◆（一社）建設コンサルタンツ協会の行うRC CM資格試験に合格し、登録を受けている者。</li> <li>◆国土交通省登録技術者資格（公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に関する技術者資格登録規程（平成26年国土交通省告示第1107号。以下「登録規程」という。）による登録を受けた資格であって別表第1に定めるものをいう。）を有する者</li> <li>◆技術管理者（建設コンサルタント登録規程第3条第1号に規定する者をいう。）</li> <li>◆土木学会認定土木技術者（別表第2に定める者に限る。）</li> </ul>
建築関係建設コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆建築士法による1級建築士または2級建築士の免許を受けている者。</li> <li>◆建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18の建築設備士である者。</li> <li>◆（公社）日本建築積算協会の行う建築積算士（旧建築積算資格者）試験に合格し、登録を受けている者。</li> </ul>



申請区分	技術者資格
地質調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「土質及び基礎」とするものに限る。）、応用理学部門（選択科目を「地質」とするものに限る。）または総合技術監理部門（選択科目を「建設－土質及び基礎」または「応用理学－地質」とするものに限る。）とするものに合格し、同法により技術士として登録を受けている者。</li> <li>◆技術士法（昭和58年法律第25号）による第1次試験のうち技術部門を建設部門、応用理学部門とするものに合格し、同法により技術士補として登録を受けている者。</li> <li>◆（一社）全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者。</li> <li>◆（一社）建設コンサルタンツ協会の行うRCCM資格試験（専門技術部門を「土質及び基礎」または「地質」とするものに限る。）に合格し、登録を受けている者。</li> <li>◆国土交通省登録技術者資格（登録規程による登録を受けた資格であって別表第3に定めるものをいう。）を有する者</li> <li>◆技術管理者（地質調査登録規程第3条第1号に規定する者をいう。）</li> <li>◆土木学会認定土木技術者（別表第4に定める者に限る。）</li> </ul>
補償コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆建築士法による1級建築士または2級建築士の免許を受けている者。</li> <li>◆不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士または不動産鑑定士補の登録を受けている者。</li> <li>◆土地家屋調査士法による土地家屋調査士の登録を受けている者。</li> <li>◆司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者。</li> <li>◆（一社）日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者。</li> </ul>

## 別表第1

資格の名称	登録番号
1級ビオトープ計画管理士	第251号
1級ビオトープ施工管理士	第250号
1級ポンプ施設管理技術者	第52号
1級水路測量技術（沿岸）	第148号
1級水路測量技術（港湾）	第149号
インフラ調査士付帯施設	第229号、第238号
インフラ調査士トンネル	第91号
インフラ調査士橋梁（コンクリート橋）	第77号
インフラ調査士橋梁（鋼橋）	第65号
コンクリート診断士	第33号、第61号、第70号、第82号、第88号、第95号、第279号、第283号
コンクリート構造診断士	第29号、第38号、第191号、第195号、第278号、第282号
プレストレストコンクリート技士	第30号
一級構造物診断士	第11号、第27号、第69号、第81号
二級構造物診断士	第12号、第28号
地質調査技士資格（現場技術・管理部門）	第100号
地質調査技士資格（現場調査部門）	第101号

資格の名称	登録番号
地質調査技士資格（土壌・地下水汚染部門）	第 102 号
応用地形判読士資格（応用地形判読士）	第 103 号
応用地形判読士資格（応用地形判読士補）	第 104 号
下水道管路管理主任技士	第 162 号
下水道管路管理専門技士調査部門	第 57 号
下水道管路管理総合技士	第 364 号
河川技術者資格（河川維持管理技術者）	第 212 号
河川技術者資格（河川点検士）	第 214 号
海洋・港湾構造物維持管理士	第 5 号、第 47 号、第 48 号、第 49 号
海洋・港湾構造物設計士	第 50 号、第 130 号、第 160 号
環境アセスメント士認定資格	第 110 号
橋梁診断技術者	第 336 号、第 342 号
橋梁診断士	第 174 号、第 187 号
橋梁点検技術者	第 170 号、第 183 号
橋梁点検士	第 64 号、第 76 号
空港土木施設点検評価技士	第 99 号
建造物保全技術者	第 222 号
建造物保全上級技術者	第 225 号
建造物保全監理士（橋梁）	第 365 号
建造物保全監理士（トンネル）	第 366 号
建造物保全技術者（トンネル）	第 354 号
建造物保全上級技術者（トンネル）	第 355 号
交通工学研究会認定 TOE	第 141 号
公園施設点検管理士	第 53 号、第 55 号
公園施設点検技士	第 54 号、第 56 号
港湾海洋調査士（総合部門）	第 328 号
港湾海洋調査士（環境調査）	第 138 号、第 155 号
港湾海洋調査士（危険物探査）	第 135 号、第 151 号、第 152 号
港湾海洋調査士（気象・海象調査）	第 136 号、第 153 号
港湾海洋調査士（深浅測量）	第 134 号、第 150 号
港湾海洋調査士（土質・地質調査）	第 107 号、第 137 号、第 154 号
港湾潜水技士 1 級	第 156 号
港湾潜水技士 2 級	第 157 号
港湾潜水技士 3 級	第 158 号
特別港湾潜水技士	第 320 号
高速道路点検士（土木）	第 216 号、第 220 号、第 226 号、第 369 号、第 372 号、第 375 号、第 378 号

資格の名称	登録番号
高速道路点検診断士（土木）	第 217 号、第 219 号、第 221 号、第 224 号、第 227 号、第 228 号、第 370 号、第 371 号、第 373 号、第 374 号、第 376 号、第 377 号、第 379 号、第 382 号
高速道路点検士（施設）	第 380 号
高速道路点検診断士（施設）	第 381 号、第 383 号
砂防・急傾斜管理技術者	第 58 号、第 60 号、第 121 号、第 126 号
四国社会基盤メンテナンスエキスパート	第 168 号、第 175 号、第 181 号、第 188 号、第 192 号、第 196 号
社会基盤メンテナンスエキスパート	第 66 号、第 73 号、第 78 号、第 85 号、第 92 号、第 98 号、第 295 号、第 302 号、第 315 号、第 317 号
社会基盤メンテナンスエキスパート山口	第 169 号、第 176 号、第 182 号、第 189 号、第 193 号、第 197 号
主任点検診断士	第 62 号、第 71 号、第 74 号、第 83 号、第 89 号、第 96 号、第 230 号、第 234 号、第 239 号、第 242 号、第 266 号、第 273 号
点検診断士	第 63 号、第 72 号、第 75 号、第 84 号、第 90 号、第 97 号、第 231 号、第 235 号、第 240 号、第 243 号、第 267 号、第 274 号
地すべり防止工事士	第 3 号、第 59 号、第 108 号、第 123 号、第 125 号
地盤品質判定士	第 249 号
登録ランドスケープアーキテクト	第 115 号
都市道路点検診断士（旧都市道路構造物点検技術者）	第 171 号、第 177 号、第 184 号、第 190 号、第 194 号、第 198 号、第 356 号、第 357 号、第 358 号、第 359 号、第 360 号、第 361 号、第 362 号、第 363 号
土木鋼構造診断士	第 13 号、第 21 号、第 259 号、第 262 号
土木鋼構造診断士補	第 14 号、第 260 号
土木設計技士	第 68 号、第 80 号、第 93 号
道守コース	第 18 号、第 24 号、第 35 号、第 41 号、第 44 号
道守補コース	第 19 号、第 36 号、第 45 号
道路橋点検士	第 9 号、第 25 号
道路橋点検士補	第 67 号、第 79 号
特定道守（コンクリート構造）コース	第 40 号
特定道守（鋼構造）コース	第 23 号
特定道守コース	第 17 号、第 34 号、第 43 号
特定道守（トンネル）	第 325 号
道守（トンネル）	第 326 号
舗装診断士	第 232 号、第 236 号、第 388 号
自然再生士	第 319 号
グラウンドアンカー施工士	第 300 号、第 305 号
のり面施工管理技術者資格	第 264 号、第 272 号

資格の名称	登録番号
ふくしまME（基礎）	第 252 号、第 256 号、第 263 号、第 265 号、第 286 号
ふくしまME（保全）	第 289 号、第 290 号、第 291 号、第 292 号、第 316 号、第 318 号
ふくしまME（防災）	第 293 号、第 294 号、第 301 号、第 306 号、第 311 号、第 314 号
ブリッジインスペクター	第 254 号、第 258 号
構造物の補修・補強技士	第 253 号、第 255 号、第 257 号、第 261 号
道路標識点検診断士	第 287 号、第 288 号
橋梁AM点検士（道路部門）	第 321 号、第 322 号、第 323 号、第 324 号
認定都市プランナー	第 327 号
管更生技士（下水道）	第 353 号
地籍総合技術監理者資格	第 384 号
地籍調査管理技術者資格	第 385 号
地籍工程管理士資格（地籍調査部門）	第 386 号
地籍主任調査員資格（地籍調査部門）	第 387 号
ドローン測量管理士	第 389 号
土壌環境監理士	第 350 号
木橋・総合診断士	第 335 号第 338 号、第 341 号、第 344 号、第 345 号、第 346 号
木橋診断士	第 367 号、第 368 号

## 別表第 2

(1) 特別上級土木技術者、上級土木技術者（コースA）、一級土木技術者（コースA）

資格分野	資格名
鋼・コンクリート	特別上級土木技術者 上級土木技術者（コースA） 1 級土木技術者（コースA）
地盤・基礎	
流域・都市	
交通	
調査・計画	
設計	
施工・マネジメント	
メンテナンス	
防災	
環境	

(2) 上級土木技術者（コースB）、一級土木技術者（コースB）

資格分野	資格名
鋼・コンクリート	上級土木技術者（コースB） 1級土木技術者（コースB）
地盤・基礎	
河川・流域	
海岸・海洋	
都市・地域	
交通	
トンネル・地下	
橋梁	
調査・測量	
マネジメント	
防災	
環境・エネルギー	

別表第3

資格の名称	登録番号
応用地形判読士資格（応用地形判読士）	第103号
応用地形判読士資格（応用地形判読士補）	第104号
港湾海洋調査士（土質・地質調査）	第107号、第137号、第154号
地すべり防止工事士	第108号
土壤環境監理士	第350号

別表第4

(1) 特別上級者、上級土木技術者（コースA）、一級土木技術者（コースA）

資格分野	資格名
地盤・基礎	特別上級土木技術者 上級土木技術者（コースA） 1級土木技術者（コースA）

(2) 上級土木技術者（コースB）、一級土木技術者（コースB）

資格分野	資格名
地盤・基礎	上級土木技術者（コースB） 1級土木技術者（コースB）

## 2 変更届及び競争入札参加資格辞退申出書

### (1) 変更届について

入札参加資格の認定後、以下の表の項目について変更があった場合には、速やかに競争入札参加資格審査事項等変更届（以下「変更届」という。）【第8号様式】に必要事項を記入の上、添付書類とともに提出してください。

《提出先》 山口県土木建築部監理課建設業班

《提出部数》 1部

※変更届の提出は郵送・持参のどちらでも受け付けます。

※郵送での提出で、受領票等の返送が必要な場合は、受領票【任意様式】または変更届の写しと返信用封筒（宛名明記の上、返信用切手を貼付したもの）を同封してください。

※変更届の提出で申請区分の追加を行うことはできません。追加を希望する場合は、「1申請手順等 (5) 提出期間」の追加申請の期間に別途申請してください。

※次の表の添付書類の欄で※印があるものについては、写しも可となります。

[申請区分]

①公共測量 ②土木関係建設コンサルタント業務

③建築関係建設コンサルタント業務 ④地質調査 ⑤補償コンサルタント業務

◆1…法律等に定める登録を受けた、または受けている場合

◆2…法人の場合

◆3…委任先を設けた、または設けている場合

◆4…入札参加資格の認定を受けた時点で山口県内に営業所等がなく、その後新設した場合

◆5…「1申請手順等 (8) 委任先の要件」で要件が定められている場合

項目	申請区分					添付書類（※…写し可）
	①	②	③	④	⑤	
登録年月日または登録番号	○	○ ◆1	○ ◆1	○	○ ◆1	登録通知書の写し
商号または名称	○	○	○	○	○	商業登記簿謄本※◆2 委任状◆3 変更届【第8号様式】の「変更後」の欄に、変更後の商号または名称とともに、その <u>フリガナ</u> を記載してください

項目	申請区分					添付書類（※…写し可）
	①	②	③	④	⑤	
代表者の氏名	○	○	○	○	○	商業登記簿謄本※ 暴力団排除に関する誓約書【第12号様式】 委任状◆3 [ 変更届【第8号様式】の「変更後」 の欄に、変更後の代表者の氏名とともに に、その <u>フリガナ</u> を記入してください ]
営業所の名称・所在地 （主たる営業所 ・委任先の営業所）	○	○	○	○	○	登録規程等による登録を受けている場合 にあつては変更届出書の写し（営業所の名称・所在地に係るものに限る。）、登録を受けていない場合にあつては登記簿謄本（変更に係る場合に限る。）◆2 委任状◆3 [ 営業所の所在地の変更の場合は、変更届【第8号様式】の「変更後」の欄に、変更後の所在地とともに変更後の電話番号及びファックス番号を記入してください。なお、電話番号及びファックス番号に変更がない場合はその旨を必ず明記してください ]
電話番号（主たる営業所・委任先の営業所） またはファックス番号（主たる営業所（委任先を設けている場合は、委任先の営業所））	○	○	○	○	○	なし
山口県内の営業所の新設または廃止	○	○	○	○	○	営業所一覧表【第2号様式】 納税証明書（県税）または法人設立・事業所等設置申告書の写し（県税事務所の受付印のあるものに限る。）◆4
代理人◆3 <u>（主たる営業所が山口県外にある場合のみ）</u>	○	○	○	○	○	委任状【任意様式】

項目	申請区分					添付書類（※…写し可）
	①	②	③	④	⑤	
委任先◆3 （例 広島支店⇒山口支店） <u>（主たる営業所が山口            県外にある場合のみ）</u>	○	○	○	○	○	委任状【任意様式】 営業所一覧表【第2号様式】 委任先の要件に該当することがわかる書 類の写し◆5
登録部門	×	○	×	×	○	登録（抹消）通知書の写し
受託希望部門	×	×	×	×	○	なし

※令和5・6年度の入札参加資格の有している者で、上記項目に該当する場合は、速やかに令和4年12月13日付け山口県告示第365号（以下「旧告示」という。）の競争入札参加資格審査事項等変更届【第8号様式】に必要事項を記入の上、添付書類を添えて提出してください。

## （2）競争入札参加資格辞退申出書について

入札参加資格の認定後、「競争入札参加資格の辞退」をしようとする場合は、競争入札参加資格辞退申出書【第9号様式】に必要事項を記入の上、提出してください。

《提出先》 山口県土木建築部監理課建設業班

《提出部数》 1部



### 3 その他

#### (1) 共同企業体及び官公需適格組合の申請について

共同企業体または官公需適格組合が資格審査を申請する場合の申請方法は次のとおりです。

なお、申請する前にあらかじめ共同企業体にあつては各発注機関と、官公需適格組合にあつては土木建築部監理課建設業班と手続方法等についてご相談ください。

区分	共同企業体	官公需適格組合
提出時期	別途指定	随時
提出先	別途指定	土木建築部監理課建設業班
申請書の様式	第5号様式	第6号様式

#### (2) 更生（再生）手続開始の決定を受けた者について

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定が行われた者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定が行われた者については、当該更正（再生）手続開始の日を審査基準日として入札参加資格の審査を行います。

※資格認定後に上記決定が行われた場合は、「競争入札参加資格再審査申請書【第7号様式】」により、資格の再認定を申し出る必要があります。

（詳細は「1 申請手順等（6）提出先（お問い合わせ先）」までお尋ねください）

#### (3) 入札参加資格の承継について

資格の認定後、法人成や代替わり、合併等により入札参加資格を承継することを希望する承継人は、速やかに「競争入札参加資格承継承認申請書【第10号様式】」に必要資料を添付して提出してください。

※承継承認申請書が提出されないときは、資格を承継することができませんので注意してください。

（詳細は「1 申請手順等（6）提出先（お問い合わせ先）」までお尋ねください。）

## 4 Q & A

- 測量、建設コンサルタント等と建設工事の入札参加資格申請を両方とも行っていますが、住所の変更等に係る変更届の提出はどうすればいいですか。  
⇒それぞれについて提出が必要です。(変更届の提出が必要な項目は、建設工事については「**申請要領(県内建設業者用)または(県外建設業者用)**」を、測量、建設コンサルタント等については「**2 変更届**」をご覧ください。)
- 個人事業主である場合について、確定申告書に添付した財務諸表では流動資産、固定資産、流動負債などが明確にわからない場合はどうすればいいですか。  
⇒これらの項目が分かる貸借対照表などで入札参加資格審査申請総括表に記入するとともに、当該貸借対照表等を添付してください。
- 技術者資格「土木学会認定土木技術者」のうち上級土木技術者(コースA)について主分野と副分野がありますが、どちらも計上することができますか。  
⇒重複計上はできません。「主分野」のみ総括表に記入して下さい。
- 令和5・6年度の入札参加資格の認定を受けており、令和7・8年度の入札参加資格の申請を行っていますが、**変更届**に係る項目に変更があった場合に提出する変更届は1部でいいですか。  
⇒そのとおりです。旧告示(令和5・6年度)の様式で提出してください。

## 5 記入例

第1号様式 (その2)

( 測量業者、土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント、地質調査業者及び補償関係コンサルタントの場合 )

何も記載しません

受付番号	
------	--

競争入札参加資格審査申請書

提出日を記載します

山口県知事 様

現在の住所が登記上の住所と異なる場合は、2段に分けて記載します

令和 7 年 1 月 〇〇日

申請者 住 所

(登記上) 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇  
(事実上) 東京都千代田区霞が関2-1-3

申請する区分に関するもののみ記載します

商号又は名称 株式会社ヤマグチコンサルタント

代表者氏名 代表取締役 山口 太郎

登 録 を 受 け て い る 事 業			
測 量 業 者	登録第(〇)-〇〇〇〇号 令和〇〇年〇〇月〇〇日登録	不動産鑑定業者	第 号 年 月 日登録
建設コンサルタント	建〇〇第〇〇〇〇号 令和〇〇年〇〇月〇〇日登録	建築士事務所	第 号 年 月 日登録
地質調査業者	質〇〇第〇〇〇〇号 令和〇〇年〇〇月〇〇日登録	土地家屋調査士	第 号 年 月 日登録
補償コンサルタント	補〇〇第〇〇〇〇号 令和〇〇年〇〇月〇〇日登録		

申請しない区分を線で消します

公 共 測 量  
土木関係建設コンサルタント業務  
貴県所管に係る ~~建築関係建設コンサルタント業務~~ の競争入札参加資格の審査を関係書類  
地 質 調 査  
補償関係コンサルタント業務

を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと並びに県から確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

## 営 業 所 一 覧 表

営 業 所	名 称	許 可 を 受 け て い る 建 設 業 又 は 登 録 を 受 け て い る 事 業	所 在 地	電 話 番 号
(主たる営業所)  本店  (その他の営業所)  山口支店  関西営業所  東北営業所		測、土、地、補	〒100-0012 東京都千代田区霞が関2-1-3	03-9999-8888
		測、土、地、補	〒753-8501 山口県山口市滝町1-1	083- 〇〇〇-xxxx
		測	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇-〇	〇〇〇- 〇〇〇-〇〇〇〇
		測、土、地、補	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇-〇	〇〇〇- 〇〇〇-〇〇〇〇
計 4 箇所		<p>営業所は、関係するすべての営業所について記載します(ただし、書ききれない場合は「別紙のとおり」と記載し、任意の一覧表(「名称」「登録を受けている事業」「住所」「電話番号」の項目は必須)を添付してもかまいません)</p> <p>また、委任先を設ける場合は、委任先の要件に合致しているか確認の上、記載します</p>		

記 入 要 領

- 1 「名称」欄は、本店又は支店若しくは常時建設工事等の請負契約等を締結する事務所の名称を記入すること。
- 2 「許可を受けている建設業又は登録を受けている事業」欄は、建設業者の場合にあっては、許可を受けている建設業のうち当該営業所において営業する建設業の種類ごとに建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)別記様式第1号の記載要領の6の表中の( )で示された略号で記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

提出日を記載します

### 誓約書

本様式は、申請者が個人事業主の場合のみ作成します

令和 7 年 1 月 〇〇 日

山 口 県 知 事 様

申請者本人の住所ではなく、個人事業を行っている住所を記載します

申請者 住 所 〇〇県〇〇市〇〇-〇

氏 名 〇〇設計事務所 代表者 〇〇 〇〇

私は、地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

職 員 数 一 覧 表

営 業 所			技術関係職員の数			事務職員 の数	計	
			県内建設業者		県内測量業者 等			
所在	名 称	その所在する市町村	建設業法第7条第2号イからハまで又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係職員				
	本店	〇〇市	人	人	人	5	5	10
県内	〇〇営業所	〇〇市				3	2	5
	審査基準日(「(4)審査対象決算及び実績額」の決算の日)時点の職員数(期間を定めないで常時雇用されている者に限る。)について、営業所別に記載します、							
	小計①					8	7	15
県外								
			本様式は、申請者が山口県内に主たる営業所を有する場合のみ作成します					
	小計②							
合計 (①+②)						8	7	15

記入要領

- この表は、県内建設業者にあつては申請日において建設業に、県内測量業者等にあつては審査基準日において公共測量等に従事している職員(期間を定めないで常時雇用されている者に限る。)について営業所別に記入すること。
- 1に規定する職員のうち、県内に存する営業所に所属する職員から順次、50人に達するまでの職員の氏名、生年月日等を別紙に記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

営業所の名称	氏名	生年月日	職種	若年の技術者又は技能労働者	登録基幹技能者又はレベル4技能者	性別
本店	〇〇 〇〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	イ			⊙男・女
〃	〇〇 〇〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	〃			男・⊙女
〃	〇〇 〇〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	〃			⊙男・女
〃	〇〇 〇〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	〃			⊙男・女
〃	〇〇 〇〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	〃			⊙男・女
〃	〇〇 〇〇	平成〇〇年〇〇月〇〇日	ウ			男・⊙女
〃	〇〇 〇〇	平成〇〇年〇〇月〇〇日	〃			⊙男・女
〃	〇〇 〇〇	平成〇〇年〇〇月〇〇日	〃			男・⊙女
〃	〇〇 〇〇	平成〇〇年〇〇月〇〇日	〃			男・⊙女
〃	〇〇 〇〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	〃			⊙男・女
〇〇営業所	〇〇 〇〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	イ			⊙男・女
〃	〇〇 〇〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	〃			男・女
〃	〇〇 〇〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	〃			男・女
〃	〇〇 〇〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	ウ			男・女
〃	〇〇 〇〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	〃			男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女

本様式は、申請者が山口県内に主たる営業所を有する場合のみ作成します。

「若年の技術者又は技能労働者」「登録基幹技能者又はレベル4技能者」欄には、何も記入しないでください。

記入要領

- 「職種」欄は、次に定めるところにより記入すること。
  - 県内建設業者に係る建設業法第7条第2号イからハまで又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する技術関係職員については、「ア」と記入すること。
  - 県内建設業者に係る（1）に規定する技術関係職員以外の技術関係職員については、「イ」と記入すること。
  - 県内測量業者等に係る技術関係職員については、「ウ」と記入すること。
  - 事務職員については、「エ」と記入すること。
- 「若年の技術者又は技能労働者」欄は、県内建設業者に雇用されている者のうち、申請日において29歳以下であって6月以上前から継続的に雇用されているものについて○を記入すること。
- 「登録基幹技能者又はレベル4技能者」欄は、登録基幹技能者又はレベル4技能者であって、申請日において6月以上前から継続的に雇用されている者について○を記入すること。
- 「性別」欄は、該当するものを○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

営業所の名称	氏名	生年月日	職種	若年の技術者又は技能労働者	登録基幹技能者又はレベル4技能者	性別
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女

## 記入要領

- 「職種」欄は、次に定めるところにより記入すること。
  - 県内建設業者に係る建設業法第7条第2号イからハまで又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する技術関係職員については、「ア」と記入すること。
  - 県内建設業者に係る（1）に規定する技術関係職員以外の技術関係職員については、「イ」と記入すること。
  - 県内測量業者等に係る技術関係職員については、「ウ」と記入すること。
  - 事務職員については、「エ」と記入すること。
- 「若年の技術者又は技能労働者」欄は、県内建設業者に雇用されている者のうち、申請日において29歳以下であって6月以上前から継続的に雇用されているものについて○を記入すること。
- 「登録基幹技能者又はレベル4技能者」欄は、登録基幹技能者又はレベル4技能者であって、申請日において6月以上前から継続的に雇用されている者について○を記入すること。
- 「性別」欄は、該当するものを○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。



## 暴力団排除に関する誓約書

提出日を記載します

令和 7 年 1 月 〇〇 日

山口県知事様

現在の住所が登記上の住所と異なる場合は、2段に分けて記載します

申請者 住所 (登記上) 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇  
(事実上) 東京都千代田区霞が関2-1-3

商号又は名称 株式会社ヤマグチコンサルタント

代表者氏名 代表取締役 山口 太郎

山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領別表措置基準第16号から第22号までに該当しないことを誓約します。

また、入札参加資格取得後においては、同基準第16号から第22号までに該当する行為を行わないことを併せて誓約します。

- 山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領別表措置基準抜粋(暴力団排除)
- 16 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する団体(以下「暴力団」という。)又は暴力団対策法第2条第6号に規定する者(以下「暴力団員」という。)又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を配給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者(以下「暴力団準構成員」という。)であるとき。
  - 17 役員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員(以下「暴力団関係者」という。)を使用したと認められるとき。
  - 18 役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上利益を不当に与えたと認められるとき。
  - 19 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - 20 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
  - 21 県工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、下請契約を締結したとき。
  - 22 県工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、資材・原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。

注 申請時においては、第16号から第20号までの規定中「役員等」とあるのは「申請者、申請者の役員及びその支店又は営業所(常時、建設工事等の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者」と、第16号中「有資格業者の経営に事実上参加している者」とあるのは「申請者の経営に事実上参加している者」と、第17号中「使用した」とあるのは「使用している」と、第18号中「使用人」とあるのは「申請者の使用人」と、「与えた」とあるのは「与えている」と、第21号中「締結した」とあるのは「締結している」と、第22号中「した」とあるのは「している」と読み替えるものとする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

入札参加資格審査申請総括表(測量、建設コンサルタント等業者用)

申請者名 (株)ヤマグチコンサルタント

行政庁記入欄(記入しないこと。)

区分	新規…1	業 者 コ ー ド
<input type="checkbox"/>	修正…2	5
<input type="checkbox"/>	削除…3	

以前資格の有無  有…1  
 無…0

商号又は名称(漢字)  
(株)ヤマグチコンサルタント

ISO(14001)  
 1 認証取得有…1  
 1 認証取得無…2

商号又は名称(フリガナ)  
ヤマグチコンサルタント

エコアクション21  
 1 認証・登録有…1  
 1 認証・登録無…2

代表者氏名(漢字)  
山口 太郎

一般事業主行動計画策定の届出又はやまぐち女性の活躍推進事業者の登録  
 1 有…1  
 1 無…2

代表者氏名(フリガナ)  
ヤマグチ タロウ

やまぐち男女共同参画推進事業者の認証  
 2 有…1  
 2 無…2

代表者役職名(漢字)  
代表取締役

やまぐち健康経営企業の認定  
 1 有…1  
 1 無…2

主たる営業所の所在地(漢字)  
東京都千代田区霞が関2-1-3

誰もが活躍できるやまぐちの企業認定  
 1 有…1  
 1 無…2

郵便番号  
100 - 0012

電話番号  
039999 - - 8888

(主たる営業所)  
県コード 13 市町コード 999

法人・個人の別  
 1 法人…1  
 個人…2

資本金(千円)  
300000

事業継続力強化計画の認定  
 2 有…1  
 2 無…2

受任者の氏名(漢字)  
徳山 次郎

受任者の役職名(漢字)  
取締役山口支店長

受任者の勤務する営業所の所在地(漢字)  
山口市滝町1-1

郵便番号  
753 - 8501

電話番号  
083 - 000 - ××××

ファックス番号※  
083 - 000 - △△△△

※委任先を設けている場合は委任先のファックス番号を、設けていない場合は主たる営業所のファックス番号をご記入してください。

兼業の有無  
 2 有…1  
 2 無…2 (兼業の内容)

法令等による登録等の有無	
測量	<input checked="" type="checkbox"/> 1
建設コンサル	<input checked="" type="checkbox"/> 1
地質調査	<input checked="" type="checkbox"/> 1
補償コンサル	<input checked="" type="checkbox"/> 1
不動産鑑定士	<input type="checkbox"/>
建築士事務所	<input type="checkbox"/>
土地家屋調査士	<input type="checkbox"/>

事業	入札申請の有無	設備設計の有無	業績		ISO(9001)	表彰
			(直前第2期以前の決算より) 事業種類別年間実績額(千円)	(直前第1期の決算より) 事業種類別年間実績額(千円)		
測量	<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input checked="" type="checkbox"/> 1	10000	20000	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
土木関係建設コンサルタント	<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input checked="" type="checkbox"/> 1	0	0	<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input checked="" type="checkbox"/> 1
建築関係建設コンサルタント	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地質調査	<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input checked="" type="checkbox"/> 1	15000	5000	<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/>
補償関係コンサルタント	<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input checked="" type="checkbox"/> 1	20000	15000	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
合計	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	45000	40000		

ISO(9001)	表彰
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input checked="" type="checkbox"/> 1
<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※「建設工事等競争入札参加資格審査申請要領(令和7・8年度)」を必ず参照の上、記入してください。

行政庁記入欄(記入しないこと。)

業 者 コ ー ド
5

申請者名 \_\_\_\_\_

登 録 部 門														補償コンサルタント				補償コンサルタントの受託希望部門																			
河川・砂防及び 海岸・海洋	港湾及び空港	電力土木	道路	鉄道	上下水道及び工業 下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画及び 地方計画	地質	土質及び基礎 鋼構造及びコン クリート	トンネル	施工計画、施工 設備及び積算	建設環境	機械	電気電子	土地調査	土地評価	物件	機械工作物	補償 補償・特殊 補償	事業損失	補償 補償	総合 補償	土地調査	土地評価	物件	機械工作物	営業・特殊補償	事業損失	補償 補償	不動産鑑定	登記 手続		
1	1			1	1					1									1	1	1						1	1	1								

自己資本(千円)	流動資産(千円)	固定資産(千円)
60000	30000	40000
流動負債(千円)	負債・資本の合計(千円)	税引前当期純利益(千円)
2000	800000	20000

営業年数	会社の合併の有無	合併年月日	職員数(人)※	左のうち県内営業所職員数(人)※
43	2 有…1 無…2	年 日 日		

※主たる営業所が山口県内にある業者のみ記入すること。

県内営業所の有無	2	有…1 県内の営業所(本店、支店、営業所、出張所)が「有」とした場合には、その名称、所在地及び電話番号を記入 無…2 すること。なお、2つ以上の営業所等がある場合には、主要なものを1つ記入すること。
----------	---	--

有資格者数(人)											名 称	
1級建築士	2級建築士	建築設備士	建築積算士	1級土木 施工管理技士	測 量 士	測 量 士 補	環境計量士				所在地	
				2	3	1	1					
不動産鑑定士	不動産鑑定士補	土地家屋調査士	司法書士								電話番号	
技術士 (機械部門)	技術士 (電気電子部門)	技術士 ※ (建設部門(土質 及び基礎を除く))	技術士 (建設部門 (土質及び基礎))	技術士 (上下水道部門)	技術士 (衛生工学部門)	技術士 (農業部門)	技術士 (森林部門)	技術士 (水産部門)	技術士 (情報工学部門)	技術士 (応用理学部門)		
3	2	20	1			1						
技術士補 (機械部門)	技術士補 (電気電子部門)	技術士補 (建設部門)	技術士補 (上下水道部門)	技術士補 (衛生工学部門)	技術士補 (農業部門)	技術士補 (森林部門)	技術士補 (水産部門)	技術士補 (情報工学部門)	技術士補 (応用理学部門)			
RCCM (河川、砂防及び 海岸・海洋)	RCCM (港湾及び空港)	RCCM (電力土木)	RCCM (道 路)	RCCM (鉄 道)	RCCM (上下水道及び 工業用水道)	RCCM (下 水 道)	RCCM (農業土木)	RCCM (森林土木)	RCCM (水産土木)	RCCM (造 園)		
RCCM (都市計画 及び地方計画)	RCCM (地 質)	RCCM (土質及び基礎)	RCCM (鋼構造 及びコンクリート)	RCCM (トンネル)	RCCM (施工計画、施工 設備及び積算)	RCCM (建設環境)	RCCM (機 械)	RCCM (電気電子)	RCCM (廃棄物)	RCCM (建設情報)		
第1種電気主任 技 術 者	伝 送 交 換 主 任 技 術 者	線路主任技術者	地質調査技士	補償業務管理士	国土交通省登録技術 者資格(土木コンサル 、ME山口を除く)	国土交通省登録技術 者資格(地質)	技術管理者 (土木コンサル)	技術管理者 (地質)	土木学会認定土木技 術者(土木コンサル)	土木学会認定土木技 術者(地質)	国土交通省登録技術 者資格(土木コンサル 、ME山口)	
			1	1								

(注)資格等の詳細は「建設工事等入札参加資格審査申請要領(令和7・8年度)」をご覧ください。  
技術士は同一部門でも選択科目によって記入できるものと記入できないものがあります。

※ 再掲 技術士(建設部門(土質及び基礎を除く))の内訳

技術士 (鋼構造 及びコンクリート)	技術士 (都市及び 地方計画)	技術士 (河川、砂防 及び海岸)	技術士 (港湾及び空港)	技術士 (電力土木)	技術士 (道 路)	技術士 (鉄 道)	技術士 (トンネル)	技術士 (施工計画、 施工設備及び積算)	技術士 (建設環境)
1	9	6		4					

CATV技術者数(人)

CATV総合監理 技術者・第1級 CATV技術者	CATV エキスパート (受信調査)	第2級 CATV技術者
3	3	1

行政庁記入欄(記入しないこと。)

処理年月日

年	月	日
.....	.....	.....

申請事務担当者

部署名 \_\_\_\_\_ 総務課 \_\_\_\_\_ 担当者名 \_\_\_\_\_ 山口 花子 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_ 083-000-xxxx (内線 123) \_\_\_\_\_  
ファックス番号 \_\_\_\_\_ 083-000-△△△△ \_\_\_\_\_

※「建設工事等競争入札参加資格審査申請要領(令和7・8年度)」を必ず参照の上、記入してください。